限定承認公告

国籍大韓民国、最後の住所埼玉県川越市大字藤間九一〇番地三二

被相続人　亡　吉田利子こと　林　**孝春**

右被相続人は平成十八年九月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年八月八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越市松江町一丁目一六番地五　ＣＨＯＩ・Ｓビル三階

相続財産管理人

吉田利福こと　康　利福

限定承認公告

本籍大阪市淀川区十八条三丁目一一番、最後の住所大阪市淀川区十八条三丁目一一番一九号プリマクラッセ十八条一〇三号

被相続人　亡　谷　純吉

右被相続人は平成二十三年十月十四日死亡し、その相続人は平成二十四年八月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十七日

東京都墨田区横川一丁目八番六の二〇一号

限定承認者　谷　真行

限定承認公告

本籍名古屋市中区栄三丁目二〇一五番地、最後の住所名古屋市中村区東宿町二丁目七五番地アーバンドゥエル中村公園二棟二〇七号

被相続人　亡　寺沢　芳明

右被相続人は平成二十四年一月五日死亡し、その相続人は平成二十四年八月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十七日

名古屋市中村区栄生町一四番九号

相続財産管理人　小出美代子

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年四月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は明治グループ企業年金基金が継承しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十七日

東京都中央区京橋二丁目四番一六号

Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ株式会社

会社規約型確定給付企業年金

清算人　鈴木　健志

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、野村證券株式会社に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部を譲渡することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、当該事業譲渡の効力発生日は平成二十四年九月十八日です。

記

一、譲渡する事業の内容

当社東京支店の日本におけるトレーディングビジネス

二、譲渡人

商号　インスティネット・ジャパン・リミテッド

所在地　東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Ｂｉｚタワー

日本における代表者の氏名　渡邉　譲司

三、譲受人

商号　野村證券株式会社

会社の所在地　東京都中央区日本橋一丁目九番一号

代表者の氏名　永井　浩二

以　上

平成二十四年八月十七日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Ｂｉｚタワー

インスティネット・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　渡邉　譲司

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年九月十八日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

なお、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法につきましては、結了が必要な顧客取引はございません。金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、以下のとおりとなります。

一、財産の返還の方法

お客様から預託を受けた財産及びお客様の計算に応じて当社が占有する財産につきましては、お客様の指図に従い、ご登録の金融機関口座への振込みにより返還いたします。

なお、当社はすべてのお客様の資産を返金する流動資産を有しております。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年八月十七日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Ｂｉｚタワー

インスティネット・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　渡邉　譲司

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金十七億四千三百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年一月二十七日付官報の号外第二十号七十五頁に掲載されています。

平成二十四年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

シャイニング・ノヴァ第5号Ａ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000279/2jj3/

平成二十四年八月十七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・シックス・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額七億二千六百四十万円を〇円に減少して発行済優先出資総口数一万四千五百二十八口を一口に対して五万円をもって〇口に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は七億二千六百四十万円であり、優先出資の消却に要する金額は七億二千六百四十万円である。）

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十四年四月六日付官報の号外第八十一号五十八頁に掲載されています。

平成二十四年八月十七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

新橋プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年四月十七日付官報の号外第八十九号五十七頁に掲載されています。

平成二十四年八月十七日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

ＭＧパーム特定目的会社

取締役　宇野　重樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三二	三	二	川崎市川崎区東田町８番地　ヤマトビル	川崎市川崎区駅前本町10番地５　ヤマトヒルヒッズ館
		（終りから二番目）	川崎つばさ法律事務所	川崎つばさ法律事務所

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十七日付第一七八号六　四ページ●同日付政府調達第一五七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）